（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五十一条の二第二項中「住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年一月十六日から施行する。ただし、第二条の規定中国民年金法施行規則第九十七条の改正規定及び同令第九十六条の次に一条を加える改正規定は、同月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則（次項において「改正後厚年則」という。）第三十五条第二項、第五十一条第二項及び第六十八条第二項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定により厚生労働大臣が報告を求める場合について適用する。

2　前項に掲げる規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、当分の間、改正後厚年則第三十五条第二項中「当該受給権者に係る」とあるのは「当該受給権者に係る住民票コード（住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）又は」と、改正後厚年則第五十一条第二項及び第六十八条第二項中「当該受給権者に係る」とあるのは「当該受給権者に係る住民票コード又は」とする。

第三条　第二条の規定による改正後の国民年金法施行規則（次項において「改正後国年則」という。）第十八条第二項、第三十六条第二項、第五十一条第二項及び第六十条の六第二項の規定は、施行日以後にこれらの規定により厚生労働大臣が報告を求める場合について適用する。

2　前項に掲げる規定（他の法令において準用する場合を含む。）の適用については、当分の間、改正後国年則第十八条第二項中「当該受給権者に係る」とあるのは「当該受給権者に係る住民票コード（住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）又は」と、改正後国年則第三十六条第二項、第五十一条第二項及び第六十条の六第二項中「当該受給権者に係る」とあるのは「当該受給権者に係る住民票コード又は」とする。

第四条　第三条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（次項において「改正後平成九年改正省令」という。）附則第七十四条の二第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により厚生労働大臣が報告を求める場合について適用する。

2　改正後平成九年改正省令附則第七十四条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該受給権者に係る」とあるのは、「当該受給権者に係る住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード又は」とする。

第五条　第四条の規定による改正後の厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（次項において「改正後平成十四年改正省令」という。）附則第五十一条の二第二項の規定は、施行日以後に同項の規定により厚生労働大臣が報告を求める場合について適用する。

2　改正後平成十四年改正省令附則第五十一条の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該受給権者に係る」とあるのは、「当該受給権者に係る住民基本台帳法第七条第十三号に規定する住民票コード又は」とする。

○厚生労働省令第百八十六号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第三項及び第二十九条第二項の規定に基づき、労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「配偶者の父母並びに同居し、かつ、扶養している孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに配偶者の父母」に改める。

第二十八条第一号中「ロ(3)(v)」を「ロ(3)(vi)」に改め、同号ロ(3)中(v)を(vi)とし、同号ロ(3)(iv)中「(v)」を「(vi)」に改め、同号ロ(3)中(iv)を(v)とし、(iii)を(iv)とし、(ii)の次に次のように加える。

(iii)　終業から始業までに継続した休息時間を確保する措置

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の労働者災害補償保険法施行規則第八条第五号の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第二号の通勤災害に関する保険給付について適用するものとし、施行日前に発生した負傷、疾病、障害又は死亡に起因する同号の通勤災害に関する保険給付については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条及び第百九十七条第一項の規定に基づき、健康保険法施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険法施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三号を次のように改める。